

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	安中市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、安中市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

福祉医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和7年7月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	安中市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務	
②事務の概要	【事務概要】 安中市福祉医療費の支給に関する条例(平成21年安中市条例第27号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年安中市条例第35号。以下「番号利用条例」という。)についての規定に従い、特定個人情報を安中市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務において取り扱う。 ①支給対象者の認定の審査に関する事務 ②支給対象者の更新の審査に関する事務 ③支給対象者の変更及び喪失に関する事務 ④医療費の支給の審査に関する事務	
③システムの名称	医療助成システム、宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
医療助成情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号利用条例第4条第1項 別表第1の第1の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 提供なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第9号、番号利用条例第4条第2項 別表第2の第1の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民環境部 国保年金課	
②所属長の役職名	国保年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 国保年金課 医療年金係	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、福祉医療事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系端末へのログインは、登録されたユーザーIDと静脈認証によって行われる。アクセス可能な職員については、年度ごと(年度内に異動があった場合はその際)に設定・解除することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務概要】 安中市福祉医療費の支給に関する条例(平成21年安中市条例第27号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年安中市条例第35号。以下「番号利用条例」という。)についての規定に従い、特定個人情報 を安中市福祉医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務において取り扱う。 ①支給対象者の認定の審査に関する事務 ②支給対象者の更新の審査に関する事務 ③支給対象者の変更及び喪失に関する事務 ④医療費の支給の審査に関する事務	【事務概要】 安中市福祉医療費の支給に関する条例(平成21年安中市条例第27号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年安中市条例第35号。以下「番号利用条例」という。)についての規定に従い、特定個人情報を安中市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務において取り扱う。 ①支給対象者の認定の審査に関する事務 ②支給対象者の更新の審査に関する事務 ③支給対象者の変更及び喪失に関する事務 ④医療費の支給の審査に関する事務	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(様式変更により新設)	十分である	事後	
令和7年6月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(様式変更により新設)	マイナンパー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、福祉医療事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年6月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更により新設)	3) 権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策	事後	
令和7年6月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(様式変更により新設)	十分である	事後	
令和7年6月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(様式変更により新設)	基幹系端末へのログインは、登録されたユーザーIDと静脈認証によって行われる。アクセス可能な職員については、年度ごと(年度内に異動があった場合はその際)に設定・解除すること で、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	